

# 山形県内法人会会長 新春のご挨拶



公益社団法人山形法人会  
会長 鈴木 吉徳

新年あけましておめでとうござい  
ます。

県内各法人会会員の皆様には、気  
持ちも新たに令和二年の新年をお迎  
えになられたことと心よりお慶び申  
し上げます。

昨年五月一日に徳仁天皇が即位さ  
れ新元号「令和」がスタートしまし  
た。即位の礼、祝賀パレード、大嘗  
祭など即位に伴う各式典や儀式も無  
事執り行われ、国内は祝賀ムードに  
つつまれました。また秋口に開催さ  
れたワールドカップラグビーでは、  
日本チームが初の決勝リーグ進出を  
決め、日本全体がワンチームとなり  
大きな盛り上がりを見せました。日  
本の大会運営や各国選手への分け隔  
てのない応援も高い評価を受け、今  
年開催される東京二〇二〇オリン  
ピック・パラリンピックへむけての  
勇気と希望を持つことができたので  
はないかと思えます。

一方、経済面を振り返ってみます  
と、米中貿易戦争は当事国にとどま  
らず、世界経済全体にマイナスの影  
響を及ぼすこととなり、先行き不透  
明な状況を作り出しました。日本国  
内においては、堅調な雇用情勢を背

景に概ね景気は堅調に推移したもの  
の、特に中小企業においての人手不  
足は深刻で加えて働き方改革への対  
応も急務で、企業経営はより一層困  
難さを増している状況にあります。

そのような中、十月に平成二十六  
年以降の消費増税が実施されました。  
初めての軽減税率の導入や、政府主  
導のキャッシュレスポイント還元施  
策もありスムーズな実施が懸念され  
ましたが、関係する皆様のご協力と  
ご理解により、まずは大きな混乱も  
なく消費税が一〇％に引き上げられ  
ました。しかし、実際の納税事務負  
担はこれからですし、二〇二三年か  
らはインボイス方式の導入も予定さ  
れています。また増税の経済に対す  
る影響もまだまだ注視して見ていか  
ねばならない状況と思われれます。

法人会は昨年までは中小企業者に  
とって事務負担の大きい複数税率の  
導入やインボイス方式の導入に対し  
懸念を表明し提言活動を行ってまい  
りましたが、今後は現行制度に対し  
ての会員の皆様の疑問の解消や、実  
施にあたっての問題点の整理に加え、  
地方活性化や中小企業支援、事業継  
承などの観点からした今後の税制提  
言活動のため、皆様との意見交換に  
努め、納税者にとりより良い制度と  
なるような活動を目指してまいりた  
いと思えます。

また、少子高齢化社会を迎えた国

の財政や福祉政策を考える際、税制  
は極めて重要な要素であり、「今の国  
の財政がどうなっているのか」、「税  
金はどのように使われているのか」  
について多くの人々、特に若者に関  
心を持ってもらう事はとても大切に  
す。法人会では「絵はがきコンク  
ール」や「租税教室」を開催し、小  
学を中心にしての啓蒙活動を行って  
おりますが、今後も引き続き力を入  
れて参りたいと考えおります。

最後になりますが各法人会会員企  
業の益々のご発展をお祈り申し上げ  
ますとともに、国税ご当局はじめ、  
関係団体企業の皆様のご指導とお力  
添えを心よりお願い申し上げます。  
新年のご挨拶とさせていただきます。





公益社団法人米沢法人会  
会長 香坂 洋一

令和二年の年頭にあたり、謹んでお慶びを申し上げます。県内の法人会の皆様方におかれましては、輝かしい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

昨年十月から消費税が10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度も開始されました。当会では、税務署や税理士の方々にご協力をいただき、消費税改正に伴う実務セミナーや消費税軽減税率の説明会を数回開催いたしました。このように税をとりまく環境が刻々と変化していますが、「税」を基本とした取り組みを強化し、会員の皆様の経営と税務に係る関係のある税制改正のポイントをいち早くお知らせできるよう事業活動を行ってまいります。

当会は設立以来、会員の拡大と組織の充実に努めてまいりましたが、組織の基盤となる会員増強・維持につきましても、引き続き力をいれていく所存です。

今後とも中小企業の活性化を図る税制提言活動や、日本の将来を担う子供たちへの租税教育活動等、地域社会の健全な発展に貢献する事業活動を展開してまいりますので、より

一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のますますのご繁栄を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人鶴岡法人会  
会長 上野 雅史

謹んで、新年のご挨拶を申し上げます。県内各法人会の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えられたことと、心からお慶びを申し上げます。

昨年を振り返りますと、地震や水害が多発し県内でも被害がありました。改めてお見舞い申し上げます。改めにお見舞い申し上げます。もに一日も早い復興を祈念いたします。

経済面では、日銀の異次元の金融緩和策が継続され、更には世界経済でも下振れリスクがある中で、消費税が10%に引上げられました。基礎的財政収支の改善と腰折れしない景気対策の両立という難しい局面にあります。将来を担う若い人たちが希望を持てる制度改革・政策を期待するところです。

さて、法人会の理念を具現化する事業として、租税教室や税の絵はがきコンクールに代表される税の啓蒙

活動、税知識を高める事業として申告セミナーや各種講習会、社会貢献事業としては地域講演会などがあります。今年度も、これら事業については役員・青年部・女性部の協力をいただき、内容の充実と発展を図り魅力ある法人会、また地域の発展に寄与する法人会を目指したいと考えております。

結びに、県連並びに各単位の会員の皆様の益々のご繁栄とご健康を祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。



公益社団法人酒田法人会  
会長 池田 求

新年あけましておめでとうございます。旧年中は、酒田法人会の諸活動に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、世界経済は、自国第一を掲げる国家指導者が増え、保護貿易主義が広がり、日本経済の舵取りがますます難しくなっています。

国内に目を転じると、昨年十月に消費税の10%への引上げと軽減税率の適用が開始され、いろいろな局面で戸惑いと混乱が報告されています。「できる限りの手を打って景気を後退させない」という政府の強い意志

は理解できませんが、あまりにも複雑でわかりづらくなっています。法人会として会員相互に語り合い、適切な対処の道を探っていきたいと考えています。

昨年、市指定無形文化財の「庄内出羽人形芝居」の協力を得て行っている出前租税教室に対して、国税庁長官の感謝状をいただきました。関係各位に感謝申し上げます。これからも子供たちに税の大切さを楽しく伝えていきたいと思っています。また、それ以外にも研修会やセミナーなど、地域に開かれた社会貢献事業を積極的に行って参ります。

最後に、県連及び各単位の会員の皆様の益々のご繁栄とご健康を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





公益社団法人新法法人会  
会長 大場 利秋

年頭にあたり謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

県内各法人会会員の皆様におかれましてはつつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年度は令和への改元や消費税の税理改定など、国民生活に大きな影響を及ぼす出来事があり、節目の年でありました。

世界的には、ナシヨナリズムの傾向が強まって国家間の摩擦や不穏な空気が増大し、地球温暖化の影響とも言われている自然災害の甚大化など難問山積であります。

私たち法人会は、税に関する諸々の活動を行い税務行政に協力して行くと共に、会員企業同士の情報交換等を通じて企業の発展を図り、もって国の発展を支えていくことを目的としているわけであります。本年度もそういう目的に沿った会の活動を推進していく所存でございます。

最後に、本年も会員の皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げますとともに関係各位のますますのご発展とご健勝を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人寒河江法法人会  
会長 角田 裕一

新年あけましておめでとうございます。

県内法人会会員の皆様におかれましては、令和二年、輝かしい新年を迎えられたことと心よりお慶び申し上げます。

昨年は、天皇の即位の礼、そして晴天に恵まれた祝賀パレード等、皇室の行事が華やかに行われた一年でした。その一方で、台風十九号などで被害に遭われた方々が多くいらつしやり、地球温暖化に伴う激甚災害が発生した年でもありました。

また、消費税10%によって導入された「軽減税率制度」が十月からスタートし、当会でも寒河江税務署のご協力で何回か制度啓蒙活動を実施したところです。消費者には、今の時点で大きなトラブルもなく施行されていると思えます。

さて、今年は、大きな国民の関心事として七月に始まる東京オリンピックそして八月からのパラリンピックかと思えます。昨年開催されたラグビーワールドカップの大会に盛り上がった経験を活かし「ワンチーム」で外国の方々を「おもてなし」していきたいものです。

法人会として、今年も税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、「税を考える週間」記念講演会等の事業を通じて、この寒河江西村山地域の発展に貢献をしていく所存です。

最後になりますが、県連及び県内単体会並びに会員の皆様のご発展とご健勝を祈念し年頭のご挨拶とさせていただきます。



公益社団法人村山法人会  
会長 岡田 誠

年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

旧年中は、関係団体各位並びに会員皆様より特段のご支援ご協力を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。

昨年十月一日から消費税率が10%に引上げられると同時に、食品などの税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が実施されました。

対象の線引きが非常に複雑な制度のため、当会では村山税務署主催のセミナーの周知・チラシの配布等を行い、制度の周知に努めてまいりました。

今年度も、引き続き税に関する活動を通して地域社会への貢献活動に

取り組んでまいります。

公平で健全な税制度の実現に向けての提言活動、租税教室や税に関する絵はがきコンクール等の税の普及・啓発活動等、更なる充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続きご支援ご協力をお願い申し上げますとともに、会員各位の限りないご発展とご健勝を祈念し年頭の挨拶とさせていただきます。

## 計報

去る十一月三十日、公益社団法人長井法人会の大竹 薫 会長（大竹電気工事㈱）が、ご逝去されました。

ご生前のご厚情に深く感謝を申し上げますとともに、これまでのご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表します。

## 令和2年度 税制改正要望事項の提言 ～ 吉村美栄子 山形県知事へ～

11月15日(金) 山形県庁 知事室において、(一社)山形県法人会連合会 鈴木吉徳会長(山形トヨタ自動車㈱)、伊勢和正理事(山形ワシントンホテル㈱)、井上真一税制委員長(㈱井上糸屋)、小山田聡専務理事が吉村美栄子山形県知事を訪問、令和2年度の税制改正要望の提言を行いました。

中小企業が抱える税制問題等について協議し、10月から消費税率のアップに伴い導入された軽減税率が地域経済、企業経営に及ぼす影響や、事業承継をはじめとする中小企業が抱える問題等について説明しました。

また、地方税においては、固定資産税の見直し等にも話が及び、県内の中小企業が活性化される税制、行政運営を目指すことを約束しました。

10月25日(金)には、井上真一税制委員長と小山田聡専務理事が、国会議員会館を訪れ、県内選出の5名の国会議員(遠藤利明・加藤鮎子・鈴木憲和・舟山康江・芳賀道也議員)へ「令和2年度の税制改正要望」の提言を行いました。

山形県内の8つの法人会でも各地方自治体へ税制改正要望並びに行政改革等の提言活動を実施しています。



# 税務署 確定申告

## 1 確定申告書は、ご自宅で作成し、e-Tax（電子申告）や郵送で提出してみませんか！

申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。ご自宅でいつでも利用可能な国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用をお勧めします。

また、このコーナーで作成した確定申告書は、①e-Taxで送信できるほか、②印刷（白黒でも可）して郵送等により提出することもできます。

さらに、①e-Taxで送信する方法には、マイナンバーカードとICカードリーダライタを利用する方法のほか、事前に税務職員と対面による本人確認を行った後に発行されたIDとパスワードを利用する方法があります。

なお、令和元年分の確定申告から、給与所得では年末調整済みで支払先が1か所の方に加えて、年末調整が未済の方、支払先が2か所以上の方、そのほか公的年金等を含む雑所得や、生命保険金等の一時金や満期返戻金を受け取った場合などの一時所得の申告では、スマートフォンでも見やすい「スマホ専用画面」で申告書を作成・送信することもできます。

「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



タブレット端末等をご使用の方はこちらから⇒



## 2 マイナンバーの記載を忘れずに！

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。

また、確定申告書等の提出の際は、申告者ご本人の「マイナンバーカード」又は「マイナンバーを確認できる書類（通知カード等）と身元確認ができる書類（運転免許証等）」の提示又は写しの添付が必要です（ご自宅等からe-Taxで提出する場合は、不要です。）。

※配偶者及び扶養親族のマイナンバーの記入漏れにご注意ください。

申告の際には

**マイナンバーの記載+本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要です

※e-Taxで提出する場合は、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です

## 3 申告書作成会場について

申告書作成会場を山形駅西口「山形テルサ」に開設します（税務署には申告書作成会場を設置していません。）。

### (1) 開設期間

**令和2年2月17日(月)～令和2年3月16日(月)**

《土、日、祝日等を除く。ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開設します。》

※2月16日までは、税務署内を含め申告書作成会場を設置していませんので、会場開設期間中にお越しください。

※申告書作成会場に専用駐車場はございませんので公共交通機関等をご利用ください。

### (2) 開設時間

**午前9時から午後4時**

※申告書作成会場（アプローチ）は午前8時30分開場です。午前8時30分以降の来場にご協力願います。

※申告書作成会場は大変混雑し、申告書の作成に1時間以上要する場合がありますので、開設時間内に申告書を作成できるよう、午後3時前の来場にご協力願います。

※混雑状況によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。

### (3) 申告期限及び納付期限（申告と納税は期限内に！）

所得税及び復興特別所得税、贈与税……………3月16日(月)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税……………3月31日(火)まで

## ■ 問い合わせ先 ■ 山形税務署 山形市大手町1-23 TEL 023-622-1611

確定申告等に対する一般的な相談については、電話相談センターでお答えします（音声案内で0番を選択）。電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。





法人会のビジネスガード  
**Business Guard**

AIG 損保


**会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション**

**法人会のハイパーメディカル**  
会社で入る医療補償



業務災害総合保険  
 疾病入院医療費用保険金・  
 疾病入院医療保険金 等セット

**法人会のハイパー任意労災**  
地震災害のリスクをガード  
政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険  
 地震・噴火・津波危険補償特約  
 等セット

**充実の福利厚生サービス\***

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- メンタルケアカウンセリングサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスはAIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

**AIG 損害保険株式会社**  
 URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ先  
**山形支店**  
 〒990-0042 山形県山形市七日町三丁目5-20 富士火災山形ビル3F  
 TEL.023-622-4322  
 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。 (B-152291 2020-01)



# 謹賀新年

今年も法人会の  
福利厚生制度の普及を通じ  
会員企業とそのご家族の皆様  
安心をお届けしてまいります  
本年も  
何卒よろしくお願い申し上げます

令和二年

〈引受保険会社〉 **Affac アフラック**

山形支社  
 〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル3F  
 法人会フリーダイヤル ☎.0120-876-505  
 受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

山形支社/山形県山形市諏訪町1-1-1  
TEL 023-641-2852

**AIG** AIG損害保険株式会社

山形支店/山形県山形市七日町3-5-20  
(富士火災山形ビル3F) TEL 023-622-4322

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

納税には  
ダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、  
届出をした預貯金口座から、簡単な操作で  
即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。  
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

「e-Tax」なら  
国税に関する申告や  
納税、申請・届出などの手続きが  
インターネット  
で行えます。

電子申告で  
効率UP!



## ■ 所得税など個人の確定申告書を作成される方へ

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば申告書を作成  
することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを準備  
すれば、自宅等のパソコンからe-Taxで提出できます。ご自宅等から  
e-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は

**e-Taxが24時間利用※**できます。 ※メンテナンス時間を除きます。



e-Taxを利用して所得税及び  
復興特別所得税の申告をすると  
こんなメリットが!

添付書類の  
提出省略 (注)

還付が  
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提  
示を求められることがあります。

**法人会**

法人会は会社経営の効率化のために  
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは  
WEBへ

イータックス 検索  
www.e-tax.nta.go.jp



発行 公益社団法人山形法人会 編集 広報委員会

〒990-0031 山形市十日町1-2-30 D'グラフォート十日町タワー203 TEL 023-632-7852(代) FAX 023-632-5787